

船舶事故調査報告書

令和3年2月10日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 乗組員死亡 |
| 発生日時 | 令和2年4月30日 19時ごろ |
| 発生場所 | 鹿児島県鹿児島市喜入港北部 鹿児島港谷山2区南防波堤灯台から真方位197° 3.5海里 (M) 付近 (概位 北緯31°25.4′ 東経130°31.5′) |
| 事故の概要 | 漁船エミ丸は、たこつぼ漁を行う目的で出航したのち、船長が落水して死亡した。 |
| 事故調査の経過 | 令和2年5月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 エミ丸、0.4トン KG3-39815（漁船登録番号）、個人所有 4.54m(Lr)×1.49m×0.54m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、平成12年3月10日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 81歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月19日 免許証交付日 令和元年5月14日 (令和7年1月26日まで有効) |
| 死傷者等 | 死亡 1人（船長） |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1 海象：海上 平穏 |
| 事故の経過 | 船長の親族は、職場から帰宅中、船長の家族から、船長がいつもの漁からの帰宅時刻を過ぎても帰宅しないとの連絡を受け、本船が喜入港瀬々串地区の係留場所に着岸していないことを確認後、僚船に乗船して、船長の漁の場所である喜入港北部の消波ブロック付近に行き、他の僚船と共に本船の捜索を行った。 |

本船は、喜入港北部の消波ブロック付近で、たこつぼ漁の縄に係留されて無人の状態、令和2年4月30日21時35分ごろ、僚船に乗船して捜索していた親族に発見され、118番通報された。（写真1参照）



写真1 本船

海上保安庁は、通報を受け、巡視艇1隻及び航空機1機を派遣し、僚船と共に周辺海域の捜索を行った。

船長は、5月1日06時40分ごろ、僚船によって、本船が発見された場所付近の海底に沈んだ状態で発見されて引き上げられ、巡視船で喜入港に搬送された後、鹿児島市内の病院で死亡が確認され、溺水による窒息死、死亡推定時刻が4月30日19時ごろと検案された。

船長は、発見された時、Tシャツ4枚及びズボン2枚を重ね着した上に長いビニールエプロンを着用しており、救命胴衣を着用していなかった。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

船長は、農業と漁業を兼業で行っており、平日には、自宅から自家用車で約5分の距離にある所有の畑で家族と一緒に農作業を夕刻まで行った後、喜入港瀬々串地区に移動して18時ごろ本船に1人乗り組んで出漁し、休日には、同様に農作業を行った後、親族と一緒に本船に乗り組んで出漁していた。

本船は、いつも喜入港北部の、消波ブロックが南北に設置してある場所の約2～3m沖（海図上の水深が約2m）に、約30個のたこつぼが付けられた約50mの縄を設置していた。

船長は、本事故当日、いつもと同じように、17時00分ごろまで畑で農作業を行い、自家用車で家族を自宅まで送り、再び畑の方に向った。

本船は、発見時、他船等と衝突したような痕跡はなく、船外機のプロペラが海面上に上げられた状態であったが、その他にプロペラに縄が絡むなどの特異な状態はなかった。なお、船尾部甲板からプロペラ

までの長さは約80cmであった。(写真2参照)

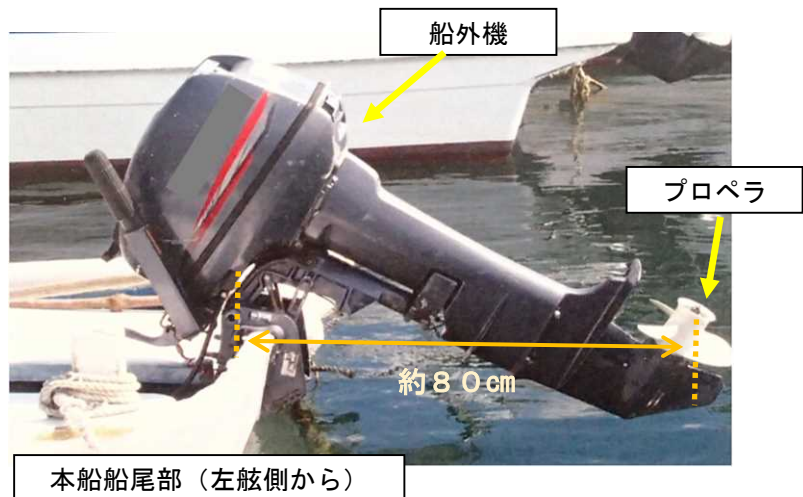


写真2 本船の船外機

船長の親族は、本船に船長と同乗してたこつぼを上げて餌入れなどを行う際、ときどき船外機のプロペラにたこつぼの縄が絡むので、船長が自ら上半身を乗り出して船外機を上げてその(絡んだ)縄を外そうとすることがあったが、その作業を行う様子を見たときに、船尾から落水しないか不安を感じる時があった。

捜索を行った僚船船長及び親族は、無人状態の本船を発見したとき、本船の船尾部にある左右2個のいけすの蓋の上に、船尾方を向いた足跡のような泥の汚れがそれぞれ付着していたのを見た。

船長の家族は、船長に、高血圧の持病があったものの、本事故当日、健康状態に問題はないように見えた。

船長は、いか釣りに沖合に出漁する時には救命胴衣を着用していたが、沿岸でたこつぼ漁を行う時には救命胴衣を着用していなかった。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明

不明

不明

船長は、溺死した。

船長は、4月30日17時以後、所有の畑に向かった後、21時35分ごろ本船が喜入港北部でたこつぼの縄に係留されて無人の状態が発見されたことから、この間において、船長が1人で乗り組んで出航して、操業中に落水したと考えられる。

また、船長は、医師により死亡推定時刻が4月30日19時ごろと検案されたことから、同時刻ごろ落水し、溺死した可能性があると考えられる。

船長は、本船をたこつぼの縄に係留して船外機を上げた後、落水し

| | |
|--------------|---|
| | た可能性が考えられるが、船長が死亡したことから、その状況を明らかにすることはできなかった。 |
| 原因 | 本事故は、本船が、喜入港瀬々串地区を出発した後、操業中、船長が落水したことにより発生した可能性があるものと考えられる。 |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸であっても甲板上で作業を行うときは、必ず救命胴衣を着用すること。 |

付図1 事故発生場所概略図

